

京都府産木材認証制度の改正の概要

京都府では、京都府産木材の利用推進による地球温暖化防止を目的に平成16年度から京都府産木材認証制度(制度)を実施しています。

本制度については、**京都府産木材認証(ウッドマイレージCO₂京都の木認証)**の木材の生産・加工・流通を行う取扱事業体の認定範囲を、R3年度以降府内に限定(クローズ)することとしております。

一方、R元年12月に京都府産木材証明(**京都の木証明**)を創設したことから、今後、「**ウッドマイレージCO₂京都の木認証**」と「**京都の木証明**」の両方を活用し、円滑な制度運営による京都府産木材の利用を推進するため、制度実施要綱及び運用を改正しました。

主な改正内容

- (1) 取扱事業体の特認(府外の事業所等を認定する特例)を廃止
- (2) 緑の事業体等の登録対象地域の拡大

【参考】主な関連施策における制度の位置づけ

| 府施策 | 対象となる京都府産木材 |
|---|--|
| 京都府産木材利用に関する補助事業： ～R2: 京都の木のまち拡大事業 R3～: ひろがる京の木整備事業 | ～R2: ウッドマイレージCO₂京都の木認証材 R3～: ウッドマイレージCO₂京都の木認証材 京都の木証明材 |
| 京都府地球温暖化対策条例 (特定建築物での府内産木材等の使用) | ～R2: ウッドマイレージCO₂京都の木認証材 R3～: ウッドマイレージCO₂京都の木認証材 京都の木証明材 (みやこ柚木や森林認証材も引き続き対象) |

京都府産木材認証制度のイメージ【用語】

京都府産木材認証: **ウッドマイレージCO₂京都の木認証**
京都府産木材証明: **京都の木証明**

京都府産木材認証制度

●ウッドマイレージCO₂京都の木認証

(生産地(京都府産)に加え、木材の輸送時のCO₂の削減量がわかる)
取扱事業体によって生産、加工及び流通された京都府産木材に対して、認証機関が京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書を発行します。

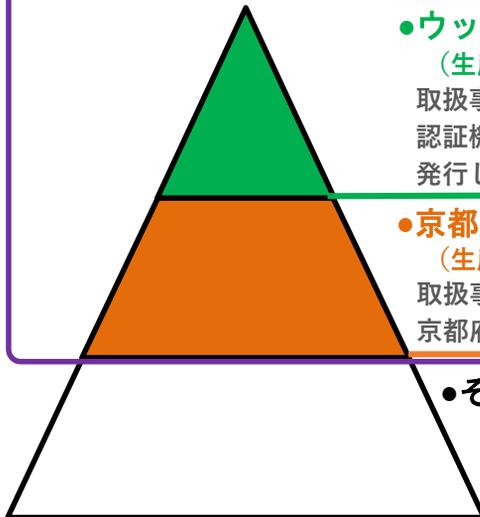
●京都の木証明

(生産地(京都府産)がわかる)
取扱事業体又は認証機関登録事業体によって生産、加工及び流通された京都府産木材に対して、認証機関が京都府産木材証明書を発行します。

●その他

京都府内の森林からの木材であっても、取扱事業体又は認証機関登録事業体以外の事業体によって生産、加工又は流通した木材は、**ウッドマイレージCO₂京都の木認証**、**京都の木証明**の対象にはなりません。

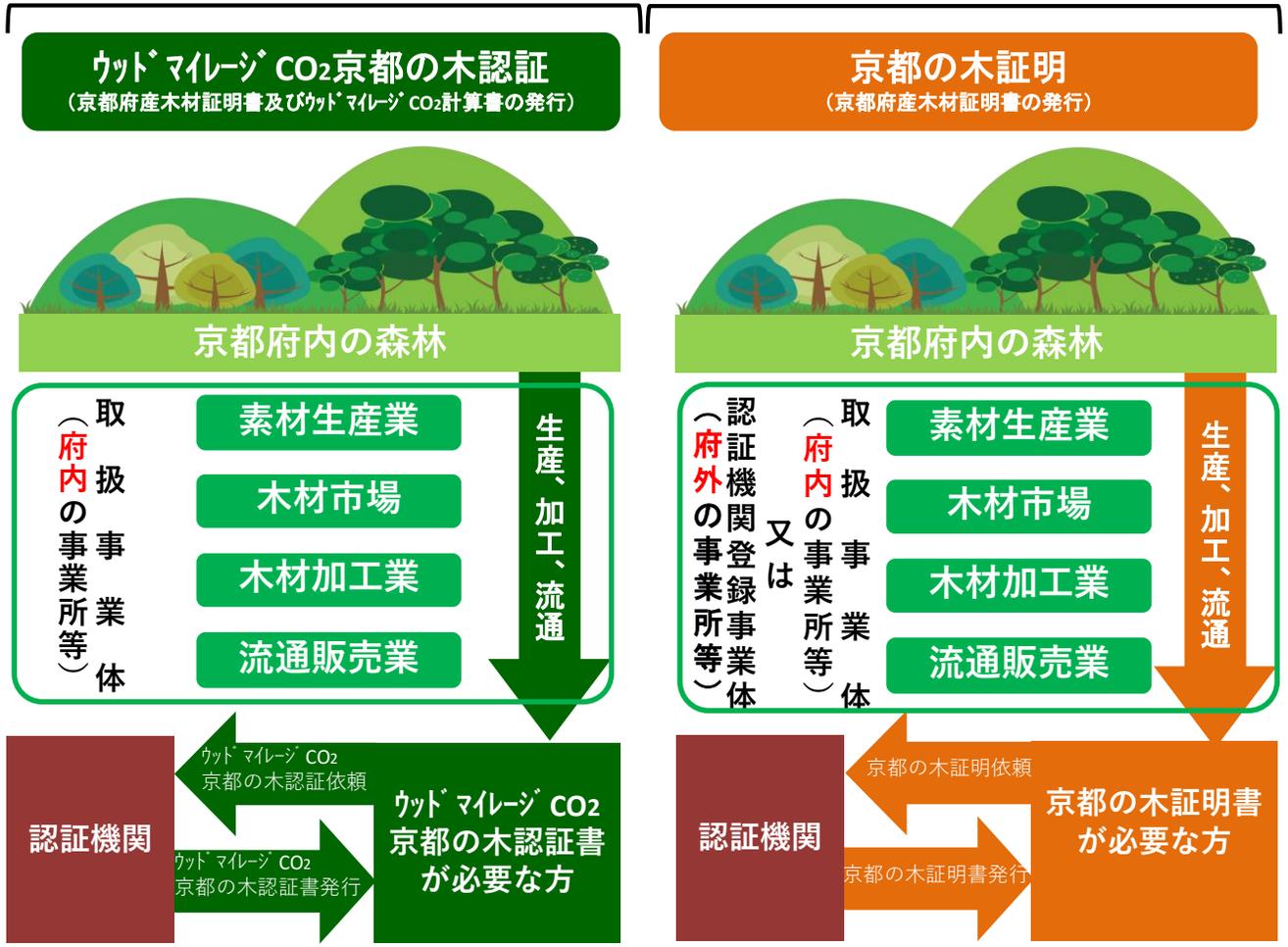
従来の制度
R元年度新設



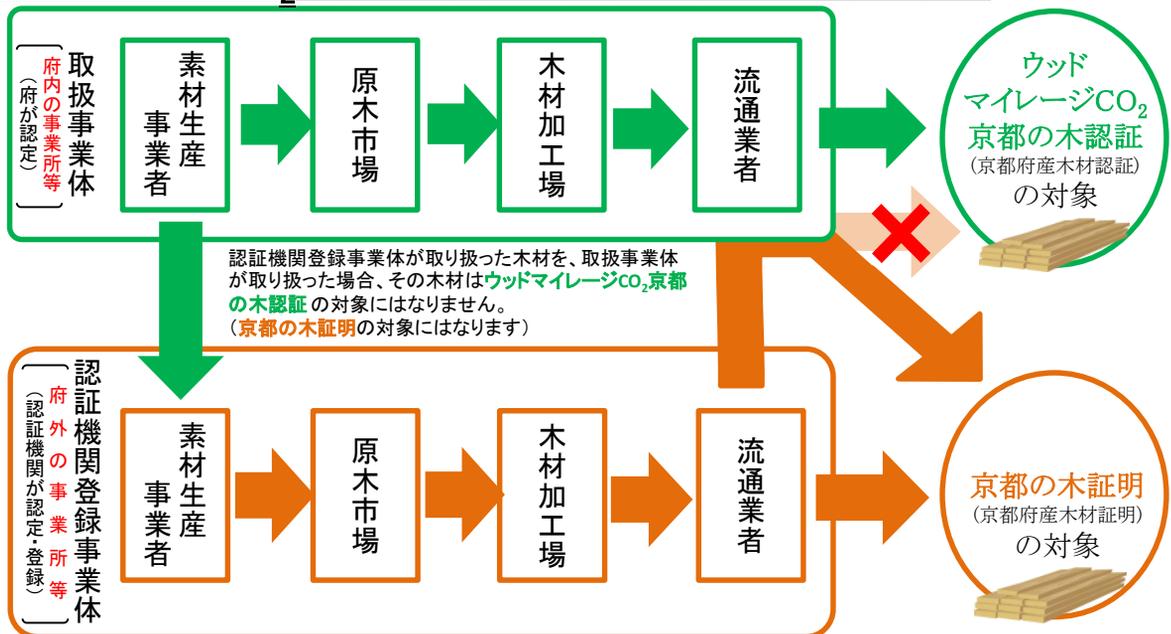
ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の違い

これまでの認証制度

R元年度新設



ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ



凡例
➡ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ
➡ 京都の木証明の対象となる木材の流れ